

北須磨団地まちづくり協定の届出について

<届出が必要な行為>

1. 建築物その他の工作物の新築・増築および、改築または用途の変更
2. 土地の区画形質または用途の変更
3. 緑地保全地区内の工作物等の設置

※確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要な場合があります！

<届出の時期>

- ・行為の着手の30日前（建築確認申請の前）にお願いします。

<届出の方法>

- ・原則電子申請（「e-KOBE：神戸市スマート申請システム」）でお願いします。
　ポータル：<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>
　▶ポータルから手続き一覧（事業者向け）又は手続き一覧（個人向け）から「北須磨団地」で検索してください。
- ・「まちづくり協定に関する届出の電子申請」（神戸市HP）に記載のとおり手続きをしてください。
　▶神戸市HP（<https://www.city.kobe.lg.jp/>）
　HPトップページの上部に配置しています『検索』から、以下のキーワード「まちづくり協定に関する届出の電子申請」を入力してサイトを指定してください。

<届出に必要な書類等>

提出先	神戸市役所まち再生推進課 (届出)(電子申請)	北須磨まちづくり推進会 (手続き)
届出に必要な書類等 (電子申請の場合)	<p>※行為の届出・変更届出書は作成不要 (申請時に必要事項を入力することで届出書を提出したこととみなします)</p> <ul style="list-style-type: none">・行為の概要書（様式は神戸市のHPからダウンロードできます）・図面（添付図面一覧参照）・現況写真	<ul style="list-style-type: none">・推進会への手続き書類（建築同意願い書）については推進会から直接入手してください
部数	-	推進会にお問合せください
備考		図面における個人情報等は、届出者でご判断いただいた上、ご用意ください

[添付図面一覧]

行為の種類	必要図面
建築物その他工作物の新築、増築、改築、用途の変更	①位置図 ②配置図（各境界線から外壁面までの有効あき寸法を明記）③平面図 ④立面図（2面以上）⑤外構図（配置図と兼用でも可）（注1）
土地の区画形質または用途の変更	①位置図 ②区域図（当該行為を行う土地の区域ならびに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示したもの）③設計図
緑地保全地区内の工作物等の設置	①位置図、②配置図、③計画図

（注1）配置図または外構図に緑化計画を記載してください。緑化計画を別の施工業者が担当する場合には、担当業者へ緑化に努めるようお伝えいただくとともに、配置図等に別の施工業者が担当する旨をご記載ください。

<地域への説明>

- ・まち再生推進課への届出（電子申請）と合わせて、北須磨まちづくり推進会への手続きも必要です。
- ・まちづくり推進会（自治会）への手続き書類は、まちづくり推進会にありますので、連絡のうえ入手してください。
- ・まちづくり協議会への手続きが遅れると、「適合（不適合）通知書」の発行も遅れますので、早めにご連絡をお願いします。

■北須磨まちづくり推進会（自治会）手続き先

〒654-0142 神戸市須磨区友が丘7丁目275-1 北須磨団地自治会館
北須磨まちづくり推進会
連絡先 078-792-3917

<その他留意点>

- ・届出に係る行為が、まちづくり協定に適合していると認められるときは、神戸市より「適合通知書」を交付します。
- ・建築確認申請に、「適合通知書」の添付等の必要はありません。
(建築確認申請は「適合通知書」の受領前でも提出可能です)
- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合通知書」の写しが必要です。

<届出手続きの流れ>

